14. 簡易保育園

令和元年10月に始まった幼児教育・保育の無償化により、簡易保育園に入園しているお子さんの保育料については、子育てのための施設等利用給付の対象となるお子さんと、市川市が実施する補助金交付の対象となるお子さんに分かれることとなりました。

<table>
<tr><th>クラス年齢</th><th>市民税所得割課税額</th><th>補助金／子育てのための施設等利用給付</th><th>第3子以降の加算補助</th></tr>
<tr><td rowspan="2">0歳～2歳</td><td>課税世帯</td><td>市川市の補助金の交付が受けられます
（所得割課税額により補助金額が異なります）</td><td rowspan="4">一定の要件を満たす第3子は、左欄の補助金または施設利用等給付に加算して市川市の補助金が受けられます</td></tr>
<tr><td>非課税世帯</td><td rowspan="3">子育てのための施設等利用給付が受けられます
（P42 をご参照ください）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3歳～5歳</td><td>課税世帯</td></tr>
<tr><td>非課税世帯</td></tr>
</table>

※いずれの制度も、それぞれに定められた要件を満たす必要があります。

【簡易保育園保育料補助金】

＜事業の概要＞

市川市では、簡易保育園に入園しているお子さんの保護者へ補助金を交付しています。

＜対象となる認可外保育施設（簡易保育園）＞

児童福祉法第59条の2による設置届を提出している認可外保育施設のうち、開園時間が1日8時間以上であり、有資格者の保育従事者を1名以上配置している施設（以下「簡易保育園」という。）が対象になります。ただし、居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）、事業主等がその雇用者のために設置した保育施設、企業主導型保育事業制度に基づいて設置した保育施設は、対象になりません。

市川市内の簡易保育園の一覧については、P46 をご参照ください。

＜補助金対象者＞

補助金の交付を受けるには、下記の要件を全て満たしていることが必要となります。

① 市川市に住民登録されていること。
② 保護者のいずれもが、就労等により月64時間以上お子さんを保育できない状況にあること。
③ 月又は年単位で契約し、月極の保育料を園に納め、簡易保育園にお子さんを預けていること。
④ 認可保育施設の保育料に未納が無いこと。

＜補助の要件について＞

保護者のいずれもが、下記の要件が必要となります。

要　　件		提出書類等
就労	月 64 時間以上の労働することを常態としていること。	**●就労証明書**（働いている方一人につき一部） ※雇用契約期間がある場合、更新の都度、就労証明書の提出が必要となります。（変更等承認申請書と一緒に提出） ※個人事業主（自営）の場合は、就労証明書と併せて下記の書類が必要となります。 ・開業1年未満の方　：開業届の写し ・開業1年以上の方　：開業届の写し又は直近の確定申告書写し ※育児休業を取得中に入園された場合、入園された翌月 10 日までに復職された方は、入園月から対象となりますので、復職証明書の提出が併せて必要となります。
出産	出産予定月をはさんで、前後 2 ヶ月ずつの合計 5 ヶ月間が対象。 例：6 月出産予定の場合 4 月←5 月←6 月→7 月→8 月 ←――――――――――→	**●母子手帳のコピー（表紙及び分娩予定日記載ページ）**
疾病障がい		**●診断書（市指定用紙）又は障害者手帳のコピー**
介護看護		**●介護・看護・付添状況申告書（市指定用紙）** **●被介護者の診断書（市指定用紙）又は障害者手帳のコピー**
災害復旧		**●罹災証明書等**
求職活動	2ヶ月間が対象。その後は、就労を開始した上で就労証明書の提出が必要です。	**●求職活動申告書（市指定用紙）**
就学	学校・職業訓練施設等に通学又は通所している場合、月の就学時間が 64 時間以上であること。	**●在学証明書及び時間割（カリキュラム）**
虐待や DV のおそれ		**●関係機関からの証明書**
育児休業	上のお子さんを簡易保育園に預け、下のお子さんの育児休暇を取得されている場合。 ※最大で下のお子さんの育児休業期間終了日の月末までが交付対象期間。	**●就労証明書** （当初は月 64 時間の就労も確認するため、就労証明書をご提出してください。その後、育児休業を延長された場合は、育児休業証明書をご提出ください。） ※最大：下のお子さんの育児休業期間終了日の月末まで対象であり、その後は復職していただくことが必要となります。）

＜補助金額について＞

★月の補助金額が保育料の月額を超えるときは、当該保育料の月額までとなります。

クラス年齢	市民税所得割額	補助金額
0歳～2歳 （市民税の所得割額課税世帯　※1）	～48，600円未満	28，000円／月
	48，600円～97，000円未満	24，000円／月
	97，000円以上	21，000円／月
0歳～2歳 （非課税世帯　※1）	子育てのための施設等利用給付の対象になります。 別途申請手続きが必要です。（P42 をご参照ください） ※第3子以降の補助金加算は対象です。詳しくは＜第3子以降の補助金加算について＞をご覧ください。	
3歳～5歳		

※1　４月～８月利用分は前年度の市民税、９月～３月分は当該年度の市民税で補助金額を決定します。
父母の収入が一定額以下の場合は、同居している祖父母等の市民税で補助金額を決定します。

＜第3子以降の補助金加算について＞

○下記の要件を全て満たしている場合に、通常の補助金のほか 25,000 円を限度に補助金を加算します。
（通常の補助金の要件も必要となります。）
子育てのための施設等利用給付の対象である3歳以上児（全世帯）、3歳未満児（非課税世帯）も第3子加算補助の対象となります。対象者は、簡易保育園保育料補助金の申請が必要です。

①	市川市に住み、同一世帯で養育されている子のうち、１８歳未満の子が３人以上いる世帯の第3子以降の児童が簡易保育園に通園している。
②	世帯における扶養義務者の市民税所得割額の合計額が 550,000 円未満の世帯 （４月～８月利用分は前年度の市民税、９月～３月分は当該年度の市民税）
③	兄・姉及び第3子以降の児童に認可保育施設の保育料等の滞納がないこと

○通常の補助金額に加算して補助することにより、簡易保育園に支払っている保育料を超えないように、加算額を調整します。（加算額は 25,000 円が限度）

例1） 1 歳児、月 40,000 円で簡易保育園に入園している第3子の加算補助金額は？
保育料:月 40,000 円－通常の補助金:21,000 円＝19,000 円:加算補助金額

例2） 4歳児、月 40,000 円で簡易保育園に入園している第3子の加算補助金額は？
保育料:月 40,000 円－子育てのための施設等利用給付金:37,000 円＝3,000 円:加算補助金額

＜申請について（令和3年度）＞

○申請書類等は、市川市役所こども施設入園課、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口及び市内各簡易保育園にあります。市公式 Web サイトからもダウンロードできます。
(https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/1521000001.html)

申請書類		
① 簡易保育園保育料補助金交付申請書（市指定）	世帯構成状況は、住民票の同別に限らず同居している場合は、ご家族全員をご記入ください。（お子さん一人につき一部）	
② 通園証明書（市指定）	保育園に記入していただく書類です。（お子さん一人につき一部）	
③ お子さんを保育できないことの証明（保護者の方）	提出書類は、「補助の要件について」をご参照ください。 単身赴任（海外含む）等の場合も必要です。 ≪対象者≫◆父 ◆母 ◆同居の内縁の妻・夫	
④ その他状況に応じて必要な書類	申請時の状況	提出書類
	ひとり親世帯、両親不存在	世帯状況申立書（市指定） 戸籍全部事項証明（離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの） （コピー可）
	ひとり親世帯（予定）	世帯状況申立書（市指定） 離婚調停のわかるもの（裁判所からの呼出し状等） （コピー可）
	保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	特別永住者証明書または在留カードのコピー（表裏） 資格外活動許可証のコピー

⑤ 住民税課税（非課税）証明書又は納税通知書 （該当する方のみ）	≪対象者≫◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻 ◆同居の祖父母（父母が住民税非課税の場合） 【A】令和３年４月～令和３年８月利用分を申請の場合 令和２年１月１日時点で他市区町村にお住いだった方 →令和２年度分の課税証明書等をご提出ください。 【B】令和３年９月～令和４年３月利用分を申請の場合 令和３年１月１日時点で他市区町村にお住まいだった方 →令和３年度分の課税証明書等をご提出ください。

≪記入上の注意事項≫

○保育園が市と請求手続きを行う関係で、申請書に委任者欄がございますので、必ずご記入ください。

○申請書裏面の振込先口座は、記入漏れ等がないようにご記入ください。

○第3子加算の対象となる方は、「簡易保育園保育料補助金交付申請書」裏面の最後の部分「第3子以後の保育料加算分について」の欄をご記入ください。

※状況を確認して、要件を満たしていない場合には、第3子以降の補助金は加算されません。

上記、必要書類を揃えて

市内の簡易保育園に入園されている方は、保育園にご提出ください。

市外の簡易保育園に入園されている方は、直接、市役所こども施設入園課、又は、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口にご提出ください。

（ご郵送される場合は、〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 こども施設入園課 事業管理グループ宛にお送りください。）

＜申請手続きについて＞

○内容

1. 補助金の請求に必要な**「実績報告書兼交付請求書」**を各保育園に記入依頼をします。
   保育園よりお子様の保育料を納めていること、通園されていることの実績報告を受け請求手続きが完了となります。
2. 「実績報告書兼交付請求書」は3ヶ月に一回（四半期毎）、各保育園に依頼します。

＜申請書提出期限及び振込月等について（令和3年度）＞

四 半 期	対象月	提出期限	支払予定日
第 1 期	4 月～ 6 月	令和３年 6 月 30 日（必着）	令和３年 9 月下旬
第 2 期	7 月～ 9 月	令和３年 9 月 30 日（必着）	令和３年 12 月下旬
第 3 期	10 月～12 月	令和３年 12 月 28 日（必着）	令和４年 3 月下旬
第 4 期	1 月～ 3 月	令和４年 3 月 31 日（必着）	令和４年 5 月下旬

※申請書類は、通園を開始した時点で、できるだけ早めにご提出ください。

○振込み日等のお知らせは、各保育園に掲示いたします。

※申請手続きは、年度ごとに必要です。

年度終了後（令和４年３月 31 日以降）に前年分の申請をなされても、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

＜申請後に状況等が変わった場合について＞

申請後に申請内容が変わった場合は、必要に応じて下記の書類の提出が必要となります。

項　目	提 出 書 類	
住所等が変わった場合	変更等承認申請書	
勤務先の変更	変更等承認申請書（前退職日を記載）	就労証明書（新しい勤務先）
雇用期間の更新をした場合	変更等承認申請書	就労証明書
退園したとき	変更等承認申請書（退園日を記載）	
振込先口座の変更	振込指定口座変更届	
簡易保育園を変更した場合	簡易保育園保育料補助金交付申請書　及び　新しい保育園の通園証明書	

★★　次のような場合は、補助金の交付ができなくなります。　★★

① 市川市外に転出したとき。
② 簡易保育園を退園したとき。
③ 仕事を辞めたなど、お子さんを保育できないと認められる状況ではなくなったとき。

＜Q&A＞

Q　育児休業から復職するために簡易保育園に預けることとしましたが、いつから補助金の対象となりますか？

A　入園された月の翌月10日までに復職された場合、入園された月から交付対象となります。
そのため、復職日を確認する必要がありますので、復職証明書をご提出ください。

Q　こどもが簡易保育園に通って補助金を受けておりますが、この度第2子を出産することになり、母は産前・産後休暇、育児休業を取ることになりました。育児休業中も第1子はそのまま簡易保育園に通わせようと思いますが、その間も補助金は出ますか？

A　下の子の産前・産後休暇、育児休業の期間（下の子の育児休業期間終了日の月末まで）も、上の子の補助金は交付します。（平成 29 年 10 月 18 日施行）
また、パートでお勤めの方などで、第2子出産にあたり一度仕事を辞めた場合には、出産予定日をはさんで前後2ヶ月ずつ合計5ヶ月間は出産要件で補助金の対象となりますが、それ以外の期間は、仕事をしているなど保育を必要とする要件を満たしてなければ対象となりません。

Q　こどもが簡易保育園に通って補助金を受けていますが、離職をしました。その後、再就職をするための求職期間中は、補助金が出ますか？

A　求職期間中は、2ヶ月間は補助金の対象となります。
2ヶ月以内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。

【子育てのための施設等利用給付】

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、認可外保育施設（簡易保育園）、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用料については、子育てのための施設等利用給付という新たな制度により一定額を上限に無償化の給付を受けることができます。

＜子育てのための施設等利用給付を受けるまでの流れ＞

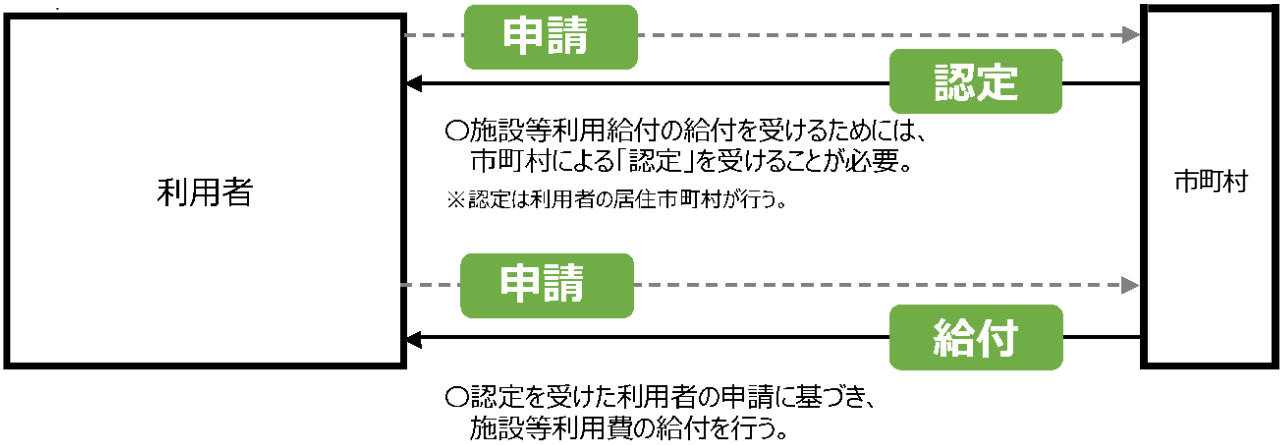

＜対象施設＞

・児童福祉法第59条の2の規定による設置届を提出した認可外保育施設 （企業主導型保育施設を除く）
・一時預かり事業
・病(後)児保育事業
・ファミリー・サポート・センター事業

※所在地の市区町村の確認を受けた施設・事業が対象です。
市川市内の対象施設については市公式 Web サイトをご確認ください。

＜対象者＞

以下の要件を、いずれも満たす方が対象となります。

① 上記の無償化対象施設に在園し、かつ市川市に住民登録のある3～5歳児（全世帯）又は0～2歳児（住民税非課税世帯） ② 共働き世帯の子どもなど保育の必要性の認定を受けた児童

※年齢は、クラス年齢（各年度4月1日時点の年齢）です。
※市川市外の認可外保育施設等に通われる場合も対象となります。
※市川市に住民登録がない場合は、住民登録のある市区町村の担当課へご確認ください。

＜金額（上限）＞

対象者	金額（上限）
3歳以上児（全世帯）	37，000円／月
3歳未満児（住民税非課税世帯）	42，000円／月

※実際にかかる保育料と無償化上限額とを比較し、低い方の額を支給します。

※対象となるのは利用料（保育料）です。通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外となります。

＜施設等利用給付認定を受けるための手続き＞

施設等利用費の給付を受けるためには、事前に市川市から認定を受けることが必要です。

○提出書類

①市川市子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式第15号の5）
②保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
　※支給認定申請及び認可保育所等の利用申込を行わない場合のみ提出
③保育の必要性を確認するための書類・・・【表 A】参照
④その他状況に応じて必要な書類　・・・【表 B】参照

【表 A】保育の必要性を確認するための書類

《対象者》◆父　◆母　◆同居の内縁の夫・妻

※世帯分離していても同一住所または同一建物、マンション等に住んでいる場合は同居とみなします。

※単身赴任（海外含む）の場合も、就労証明書が必要になります。

事由	必要書類	認定期間
就労（月64時間以上）	**就労証明書（市指定）** ※自営の方は次の書類も必要です。 ・開業後1年以上の場合：**確定申告書のコピー** ・開業後1年未満の場合：**開業届のコピー**	左記の状態が継続すると見込まれる期間
妊娠・出産	**母子手帳のコピー（表紙及び分娩予定日のページ）**	出産予定月とその前後 2 か月の計 5 か月
保護者の疾病、障がい	**診断書（市指定）**又は**障害者手帳のコピー**（注1）	左記の状態が継続すると見込まれる期間
同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護（月64時間以上）	**介護・看護・付添状況申告書（市指定）** **被介護者の診断書（市指定）**又は**障害者手帳のコピー**（注1）	左記の状態が継続すると見込まれる期間
災害復旧	**罹災証明書**等	災害復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動、就労内定	**求職活動申告書（市指定）**（注2）	2 か月
就学（月64時間以上）	**在学証明書、時間割表**	卒業予定日又は終了予定日が属する月の月末まで
虐待やDVのおそれ	**関係機関からの証明書**	左記の状態が継続すると見込まれる期間
上の子を保育施設等に預け、下の子の育児休業を取得されている場合	**育児休業証明書（市指定）**	育児休業期間終了日の月末まで

（注1）診断書は医師による証明が必要です（整骨院等は不可）。

（注2）2ヶ月以内に就労を開始した上で、「就労証明書」の提出が必要です。

【表Ｂ】その他状況に応じて必要な書類

申請時の状況	必要書類
ひとり親世帯、両親不存在	**世帯状況申立書（市指定）、戸籍全部事項証明（離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの）（コピー可）**
ひとり親世帯（予定）	**世帯状況申立書（市指定）** **離婚調停のわかるもの（裁判所からの呼出し状等、コピー可）**
保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	**特別永住者証明書**または**在留カードのコピー（表裏）** **資格外活動許可証のコピー**
０・１・２歳児の住民税非課税世帯の児童に係る申請を行う場合であって、当年の１月１日に他の市区町村にお住まいだった方	**住民税非課税証明書** ※当年の1月１日に住民票のあった市区町村で発行されます。 ※父及び母（若しくは同居の内縁の夫・妻）及び同居の祖父母の分について必要です。

〇提出期限

対象施設を利用する前月の最終営業日まで（認定開始希望月の前月の最終営業日まで）に認定に必要な書類をこども施設入園課にご提出ください（必着）。

※認定を受ける前に施設を利用した分については無償化の対象になりませんのでご注意ください。

＜認定に関する注意事項＞

・給付認定後に家庭状況に変化があった場合は、変更手続きが必要となりますので、市川市こども施設入園課に必要書類の提出をお願いいたします。

【例】

認定の有効期間、保育の必要な事由の変更の場合

・市川市施設等利用給付認定変更申請書

・保育の必要性を証明する書類（変更がある場合のみ／就労証明書など）

・その他状況に応じて必要な書類（変更がある場合のみ／ひとり親世帯の方などが対象）

住所、氏名の変更の場合

・市川市施設等利用給付認定申請事項変更届

退園、市外への転出等

・市川市施設等利用給付認定取消届

・在園したまま市外に転出した場合は、転出先の市区町村で無償化の対象となりますので、新たに住民登録された市区町村の担当課へ、無償化に必要な手続きをご確認ください。また、必ず利用施設に市外に転出したことをお知らせください。

・企業主導型保育事業を利用されている方は、無償化の対象外となります。

・就学前の障害児の発達支援を利用する場合は、ともに無償化となります。

＜施設等利用費を請求するための手続き＞

認定を受けた利用者の請求に基づき、市川市から保護者へ施設等利用費を給付します。

○提出書類

①請求書（償還払・認可外保育施設等用）【様式第15号の17（その3）】
②【認可外保育施設、病後児保育事業を利用している場合】
　・市川市特定子ども・子育て支援の提供に係る領収額証明書兼提供証明書
【一時預かり事業を利用している場合】
　・納入通知書兼領収証書　及び　一時預かり事業利用明細票
　（一時預かり事業利用明細票を発行していない園の場合は、「市川市特定子ども・子育て支援の提供に係る領収額証明書兼提供証明書」を提出してください。）
【ファミリー・サポート・センター事業を利用している場合】
　・援助活動報告書

※②の書類は、施設が発行するものです。ただし、一時預かり事業を利用している方で市から納入通知書兼領収証書及び一時預かり事業明細書が送られてきた場合はそちらをご提出ください。
※請求書は、通園先の施設もしくは市川市公式 Web サイトから入手ください。

○提出期限、支払予定日

対象年月	提出期限	支払予定日
令和 3 年 4 月～ 6 月分	令和 3 年 7 月 21 日（必着）	令和 3 年 9 月下旬
令和 3 年 7 月～ 9 月分	令和 3 年 10 月 22 日（必着）	令和 3 年 12 月下旬
令和 3 年 10 月～12 月分	令和 4 年 1 月 21 日（必着）	令和 4 年 3 月下旬
令和 4 年 1 月～ 3 月分	令和 4 年 4 月 8 日（必着）	令和 4 年 5 月下旬

＜現況届について＞

認定を受けた方は、年に一度、**「現況届」**の提出が必要となります。現況届に必要な書類は別途ご案内します。

★市指定の書類については、市川市所定の様式があります。市川市公式 Web サイトよりダウンロードしてご利用いただくことが可能です。
（https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/1111000084.html）
市公式 Web サイトトップページ ＞ 暮らし ＞ 暮らしのできごと ＞ 入園・入学 ＞ 幼児教育・保育の無償化の手続き ＞ 子育てのための施設等利用給付（無償化）にかかる書類のダウンロード一覧

※「幼児教育・保育の無償化の手続き」のページへのアクセスはこちらから

【簡易保育園一覧表（市川市内）】

令和3年5月1日現在

最寄駅	証明書	園　名	設置者	住　所	電　話
総武線 市川駅	★	ままる保育園	NPO法人　ままる 子育てｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	市川南3-12 ﾊﾟｰｸｼﾃｨ市川 E-1階	322－0030
	★	リトルガーデン市川	（合）ﾗｲﾌｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	市川南4-2-20 ｻｳｽｺｰﾄｽｶｲ1階	710－8235
	★	KOALA　KIDS	（株）KOALA　KIDS	市川2-22-7 ﾐｷﾊｲﾑ市川2階	316－0414
総武線 本八幡駅	★	エンゼルハウス	竹内　真理子	南八幡1-22-5 花沢ﾏﾝｼｮﾝ1階	378－7555
	★	Milky Way International Preschool	（株）S. N. H	南八幡4-5-17 清鳳ビル1階	312－6173
		はぴねす保育園	鈴木　久夢	平田3-8-19 市川遠山ビル1階	047-497-8265
		S&A　ベビールーム□ （ 開所時間　PM 7:00 ～ AM 5:30 ）	（株）　S&A	南八幡3-5-14 藤山ビル3階	090-2661-0889
	★	バイリンガル幼児園 Kids Duo International ニッケコルトンプラザ市川	（株）ニッケライフ	鬼高1-1-1 ツムグテラス1・2F	321－6955
曽谷地区		Babies＆Meme□ （ 休園中 ）	金田　八重子	曽谷3-12-22	375－8758
武蔵野線 市川大野駅	★	ひだまりおやこ園	㈱元氣	柏井町2-75-2	338－1706
京葉線 二俣新町駅		BARNKLÜBB ICHIKAWA保育園	（株）ジョイサポ	二俣678-55 C棟1階	318－3332
東西線 妙典駅	★	ぞうさん保育園	小泉　悠子	河原11-6 ﾊﾟｰｸｳﾞｨﾚｯｼﾞ103号室	080-4638-4677
		Little gems International School 東京ベイ校	（株）みひらく	妙典4-3-31 グレースコート妙典1F	321－6151
東西線 行徳駅	★	ブルゥミング幼保園	（有）ID・アーマン	行徳駅前3-1-16	399－0757
		キッズナーサリー市川行徳園	（株）メリーキッズ	末広1-18-13 SATOMI4番館108	398－8896
		みのりえん	高橋　薫	行徳駅前3-6-1 太洋マンション204	397－8458
		COCOWA学園	（株）市川こども園	幸2-12-22	356－0301
東西線 南行徳駅	★	簡易保育園ベビーランド	仲村　三恵	相之川4-2-8-101	357－9939
	★	保育所キッズプラザ 南行徳駅前園	宮本　一之	南行徳1-9-15 卓ﾋﾞﾙ2階	307－8211
	★	ぴかキッズランド	安田　恵弘	相之川3-14-1 秋山マンション101	359－1848
	★	English School イマジンJapan 南行徳児童園	中村　聡之	南行徳2-12-7	356－6988
		かるがもンテッソーリ子どもの家	松澤　かず子	南行徳3-4-10 KMビル3階	395－3837

※　★は認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設です。
※　申込みについては各園にお問い合わせください。